

# 特定非営利活動法人ハートフル福祉募金 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人ハートフル福祉募金と称する。

- 2 この法人の英文の名称は、Heart Full Welfare Fund raising と称する。

### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

- 2 また、従たる事務所を東京都台東区及び大阪府大阪市東淀川区に置く。それ以外に、支部を置く事ができるものとする。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

この法人は、「誰もが住みよい福祉社会」を実現するため、「心のバリアフリー」の啓蒙と継続的で広範囲な募金システムの普及を図り、福祉社会の構築に寄与することを目的とする。

### 第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - (ア) 寄付事業
  - (イ) 募金事業
  - (ウ) 啓蒙活動事業

## 第3章 会員

### 第6条 (種別)

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し法人の運営に携わる個人及び団体（総会における議決権を有する）
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し事業活動に参加する個人及び団体（総会

においての議決権を有しない)

- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し法人を賛助する個人及び団体（総会においての議決権を有しない)

#### 第7条（入会）

会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 本会を営利目的に利用しないこと。
- (2) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### 第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第12条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### 第13条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、副理事長を2人以内、専務理事1人、常務理事若干名を置くことができる。

#### 第 14 条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに専務理事・常務理事は、理事会で選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### 第 15 条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長・副理事長を補佐し、対外折衝業務等を処理する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づいて、この法人の収入に係る業務等を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### 第 16 条（任期等）

役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第 17 条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第 18 条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任す

ることができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第20条（職員）

この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

### 第5章 総会

#### 第21条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### 第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第23条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

#### 第24条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### 第25条（招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクス、または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### 第27条（定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第29条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

#### 第31条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第32条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は必要があると認めたときは、評議会を設置することができる。  
また、評議会の規定は別途定める。

#### 第33条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### 第34条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクス、または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、理事長が緊急に開催する必要を認めて招集するときは、この限りではない。

#### 第35条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### 第36条（議決）

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第37条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### 第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### 第40条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### 第41条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### 第43条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### 第44条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### 第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### 第46条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### 第47条（予算の追加及び更正）

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第 48 条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第 49 条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 50 条 (臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

#### 第 51 条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第 52 条 (解散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員及び一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### 第 53 条 (残余財産の帰属)

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、解散の総会において出席した正会員の過半数以上の議決を経て選定された、特定非営利法人または公益法人に譲渡するものとする。

#### 第 54 条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第 9 章 公告の方法

#### 第 55 条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の



ホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

### 第56条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	佐藤 隆雄
専務理事	高橋 靖雄
理事	阿部 一彦
理事	大槻 惣治
理事	菊池 邦親
理事	北島 宏一
理事	小松 洋吉
理事	佐々木 哲郎
理事	宍戸 實
理事	辻 政彦
理事	原田 英明
理事	細川 保治
監事	天明 茂
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	
（1） 入会金	なし
（2） 月会費	なし
一般会員	
（1） 入会金	なし
（2） 月会費	なし
賛助会員（1口）	
（1） 入会金	1万円

(2) 月会費 1万円

7 この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

# 財 務 諸 表

令和3年度

自 令和3年4月1日 至令和4年3月31日

認定 特定非営利活動法人ハートフル福祉基金

貸借対照表

財産目録

活動計算書

事業別損益の状況

財務諸表の注記

令和3年度会計 貸借対照表

令和4年3月31日現在

認定 特定非営利活動法人ハートフル福祉基金

(単位：円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	27,895	
普通預金	7,347,844	
定期預金	5,000,000	
立替金	632,526	
前払費用	49,630	
未収入金	2,974,178	
預け金	11,480	
流動資産合計		16,043,553
2 固定資産		
車両運搬具	204,906	
敷金	8,800	
固定資産合計		213,706
資産合計		16,257,259
II 負債の部		
1 流動負債		
未払費用	142,309	
未払販売手数料	3,256,739	
預り金	5,004,936	
仮受金	142,701	
流動負債合計		8,546,685
2 固定負債		
割賦未払金	0	
固定負債合計		0
負債合計		8,546,685
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産額		5,053,901
当期正味財産増減額		2,656,673
正味財産合計		7,710,574
負債及び正味財産合計		16,257,259

令和3年度会計 財産目録

令和4年3月31日現在

認定 特定非営利活動法人ハートフル福祉募金

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金		
現金	27,895	
普通預金		
七十七銀行二日町支店	2,471,487	
みずほ銀行仙台支店	4,177,696	
七十七銀行本店営業部	107,895	
七十七銀行本店営業部(福祉)	590,766	
定期預金		
七十七銀行本店営業部	2,000,000	
みずほ銀行仙台支店	3,000,000	12,375,739
立替金	632,526	632,526
前払費用	49,630	49,630
未収入金		
寄付金等(パリエネット協同組合)	1,510,421	
販売手数料(パリエネット協同組合)	1,463,757	2,974,178
預け金	11,480	11,480
流動資産合計		16,043,553
II 固定資産		
車両運搬具(トヨタプリウス)	204,906	204,906
敷金	8,800	8,800
固定資産合計		213,706
資産合計		16,257,259
II 負債の部		
I 流動負債		
未払費用		
販売手数料返金分他	142,309	142,309
未払販売手数料		
HFV設置先	3,256,739	3,256,739
預り金		
寄付金等(各都道府県募金会他)	5,003,536	
その他	1,400	5,004,936
仮受金		
振込手数料	142,701	142,701
流動負債合計		8,546,685
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産額		5,053,901
当期正味財産増減額		2,656,673
正味財産合計		7,710,574
負債及び正味財産合計		16,257,259

# 活 動 計 算 書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで  
認定 特定非営利活動法人ハートフル福祉募金

(単位：円)

科 目	金	額	
I 経常収益			
1 入会金・会費収入			
入会金・会費収入	49,690	49,690	
2 事業収益			
募金・寄付等事業収益			
直接募金	1,431,060		
ロケーション寄付	7,010,864		
メーカー協賛金	2,229,594		
ハレター寄付金	7,117,172		
その他寄付	2,249,182	20,037,872	
預り販売手数料収入	18,770,298	18,770,298	
福祉事業収益			
受取助成金	3,315,192		
その他寄付	0	3,315,192	
3 その他収益			
受取利息	157		
雑収入	559,620	559,777	
経常収益計			42,732,829
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	1,143,180		
法定福利費	27,853		
人件費計	1,171,033		
(2)その他経費			
寄付金拠出額	10,671,521		
広告宣伝費	201,240		
交際費	397,839		
修繕費	29,800		
旅費交通費	1,283,644		
通信費	672,955		
販売促進費	161,340		
消耗品費	47,412		
事務用消耗品費	42,939		
業務委託料	80,000		
支払手数料	499,346		
車両関連費	385,241		
減価償却費	181,200		
保険料	63,110		
福祉事業運営費	2,236,541		
福祉事業通信交通費	545,028		
福祉事業雑費	6,805		
預り販売手数料支出	18,770,298		
その他経費計	36,276,259		
事業費計		37,447,292	

# 活 動 計 算 書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで  
認定 特定非営利活動法人ハートフル福祉基金

(単位：円)

科 目	金	額	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	2,160,000		
給料手当	127,020		
法定福利費	3,095		
人件費計	2,290,115		
(2)その他経費			
図書新聞費	7,259		
租税公課	44,026		
地代家賃	285,600		
雑費	1,864		
その他経費計	338,749		
管理費計		2,628,864	
経常費用計			40,076,156
当期経常増減額			2,656,673
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計		0	0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計		0	0
税引前当期正味財産増減額			2,656,673
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			2,656,673
前期繰越正味財産額			5,053,901
次期繰越正味財産額			7,710,574

事業別損益の状況

(単位：円)

科 目	募金寄付事業	福祉事業	預り金精算事業	管理部門	合 計
I 経常収益					
1 入会金・会費収入					
入会金・会費収入	49,690				49,690
2 事業収益					
募金・寄付等事業収益					
直接募金	1,431,060				1,431,060
ロケーション寄付	7,010,864				7,010,864
メーカー協賛金	2,229,594				2,229,594
ホーレター寄付金	4,117,172			3,000,000	7,117,172
その他寄付	2,249,182				2,249,182
預り販売手数料収入			18,770,298		18,770,298
福祉事業収益					
受取助成金		3,315,192			3,315,192
その他寄付		0			0
3 その他収益					
受取利息	134	23			157
雑収入	559,620				559,620
経常収益計	17,647,316	3,315,215	18,770,298	3,000,000	42,732,829
II 経常費用					
(1)人件費					
役員報酬				2,160,000	2,160,000
給料手当	1,143,180			127,020	1,270,200
法定福利費	27,853			3,095	30,948
人件費計	1,171,033	0	0	2,290,115	3,461,148
(2)その他経費					
寄付金拠出額	10,671,521				10,671,521
広告宣伝費	201,240				201,240
交際費	397,839				397,839
修繕費	29,800				29,800
旅費交通費	1,283,644				1,283,644
通信費	672,955				672,955
販売促進費	161,340				161,340
消耗品費	47,412				47,412
事務用消耗品費	42,939				42,939
業務委託料	80,000				80,000
支払手数料	499,346				499,346
車両関連費	385,241				385,241
減価償却費	181,200				181,200
保険料	63,110				63,110
福祉事業運営費		2,236,541			2,236,541
福祉事業通信交通費		545,028			545,028
福祉事業雑費		6,805			6,805
預り販売手数料支出			18,770,298		18,770,298
図書新聞費				7,259	7,259
租税公課				44,026	44,026
地代家賃				285,600	285,600
雑費				1,864	1,864
その他経費計	14,717,587	2,788,374	18,770,298	338,749	36,615,008
経常費用計	15,888,620	2,788,374	18,770,298	2,628,864	40,076,156
当期経常増減額	1,758,696	526,841	0	371,136	2,656,673



## 財務諸表の注記

### 1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日  
一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

#### (1) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却しています。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

### 2. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科 目	期首取得価額	取 得	減 少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
車両運搬具	3,312,794	0	0	3,312,794	3,107,888	204,906
合 計	3,312,794	0	0	3,312,794	3,107,888	204,906